

令和7年第8回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和7年8月8日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第8回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員17名】

| | | |
|-----------|--------------|-----------|
| 1番 井上 ながえ | 2番 師岡 昭徳 | 3番 星野 洋子 |
| 4番 信國 政吉 | 5番 鳥巢 良彦(欠席) | 6番 大坪 茂 |
| 7番 大隅 高博 | 8番 田子森 静男 | 9番 空閑 正樹 |
| 10番 森高 繁美 | 11番 江藤 博文 | 12番 水上 庸子 |
| 13番(欠員) | 14番 山内 一男 | 15番 田中 敏朗 |
| 16番 内田 英彦 | 17番 畑 和徳 | 18番 林 新吾 |
| 19番 樋口 博幸 | | |

【農地利用最適化推進委員11名】

| | | |
|------------|------------|------------|
| 21番 高良 悟 | 23番 田邊 由紀嗣 | 24番 井上 美津子 |
| 25番 大内田 豊年 | 28番 山崎 徳松 | 32番 岩下 豊 |
| 33番 熊谷 明美 | 34番 篠原 新二 | 35番 平井 豊子 |
| 36番 石井 仁美 | 38番 矢野 一彦 | |

(※21番・24番・33番・38番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・報告第 3号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- ・報告第 4号 農地法第4条の規定による許可申請の取り下げ願について
- ・報告第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について

- ・議案第 1号 農用地利用集積等促進計画(特例事業関係)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 中 村 敬一郎 |
| 事務吏員 | 渡 辺 晃 |
| 事務吏員 | 川 波 貴 敬 |

7. 本会議に出席した他課の職員

農農業振興課 農地管理係 井 手 英 覚

(開会 14時07分)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和7年第8回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名、農地
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）11名であります。
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。
議事録署名人に9番空閑委員、10番森高委員を指名いたします。よろしくお願ひします。
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

4ページまで16件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から16番までを一括とし、質問や意見のある
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

5ページをお開きください。

報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について」事務局の説明
を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

(川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番
江藤委員。

11番挙手。

議 長 11番江藤委員。

11番 (江藤委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者、申請土地については記載のと
おりです。農地の区分は農用地区域内農地です。転用の目的は、作業用及び作業員休憩用の
プレハブを設置するものです。申請農地は九州電力がハウス施設によるイチゴ栽培の適正化
を進めるため試験栽培を行っている施設です。今回、作業員用休憩室を主目的としたプレハ
ブを設置するもので問題ないものと考えます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

23番 (田邊委員) ありません。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議 長 なければ、報告番号1番を終わります。
次に報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番水上委員。
12番挙手。
- 議 長 12番水上委員。
12番 (水上委員) 報告番号2番について説明いたします。転用者、申請土地については記載のとおりです。転用の目的は、農業用倉庫の建設、転用の理由は、農機具の保管等ができる農業用倉庫が必要となったため建築するものです。現在この場所にはハウスが3棟建っており、きゅうりの栽培を行っています。横に倉庫と作業場をすることによって作業効率を上げることを目的としています。作業場があるのでトイレや手洗い場が作られますが、トイレは汲み取り式の簡易トイレを設置し、手洗いなどの雑排水は枡を4つほど作り周囲と調整をしながら水路に流すそうです。特に問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、報告番号2番を終わります。以上で報告第2号を終わります。
次に、報告第3号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」事務局の説明を求めます。報告番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手。
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、報告番号1番を終わります。以上で報告第3号を終わります。
次に、報告第4号「農地法第4条の規定による許可申請の取り下げ願について」事務局の説明を求めます。報告番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手。
- 議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、報告番号1番を終わります。以上で報告第4号を終わります。
次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取り下げ願について」事務局の説明を求めます。報告番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局挙手。
- 議 長 事務局。
事務局 (川波) 議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、報告番号1番を終わります。以上で報告第5号を終わります。
次に議案第1号「農用地利用集積等促進計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明
審議番号1番と2番については、推進機構への売り渡し及び買い入れとなります。以上、審議番号1番と2番の案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19

- 議 長 条に基づく各要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番と2番を一括とし、質問や意見はありませんか。
全委員 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番と2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局
の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明をお願いします。
事務局 事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明
- 議 長 審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。
事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の9番空閑
委員、24番井上委員を指名いたします。
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。
事務局 事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い
いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の3番星野委
員、32番岩下委員を指名いたします。
審議番号1番と2番を一括とし、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番と2番について、賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。
次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、
この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。
事務局 事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明
- 議 長 ご審議方よろしくお願いたします。
事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。7番大
隅委員。
7番 7番挙手
- 議 長 7番大隅委員。
7番 (大隅委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ
いては記載のとおりです。譲受人は規模拡大、譲渡人は相続したけれども管理ができないと
いうことで売買に至りました。譲受人は隣に農地を持っており一緒に管理をしていくそう
です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。
次に、審議番号2番と3番は私が担当委員になっていますので、議長を林副会長と交代します。

副会長 議長を交代しました。
次に審議番号2番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番拳手

副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人は申請土地の周囲の農地を所有して耕作をしており、作業効率を上げるために購入するものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の拳手を求めます。
全委員 賛成の拳手

副会長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。
次に審議番号3番について担当委員の説明を求めます。19番樋口委員。
19番拳手

副会長 19番樋口委員。
19番 (樋口委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地は農地法第5条の取り下げ願があった土地ですが、今度は農地として新規就農で耕作するそうです。作物は自家栽培用です。譲渡人は遠方に住んでいるため管理ができないということです。譲渡人は譲受人に営農の指導はしていくそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

副会長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
34番 (篠原委員) ありません。

副会長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の拳手を求めます。
全委員 賛成の拳手

副会長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。
議長を樋口会長と交代します。

議長 議長を交代しました。
次に、審議番号4番について担当委員の説明を求めます。15番田中委員。
15番拳手

議長 15番田中委員。
15番 (田中委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。申請土地は、以前から譲受人が耕作をしていましたが、譲渡人がもう農地はいらないので無償贈与したいということでした。特に問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の拳手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。
次に、審議番号5番について担当委員の説明を求めます。3番星野委員。
3番挙手
- 議 長 3番星野委員。
3番 (星野委員) 審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲受人と譲渡人は親戚関係で贈与となっています。権利移転の理由として、譲渡人は規模縮小、譲受人は相手方からの要望によるものです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
32番 (岩下委員) ありません。
- 議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。
次に審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。11番江藤委員。
11番挙手。
- 議 長 11番江藤委員。
11番 (江藤委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。譲渡人の所有農地の一部を譲受人の要望により、隣にある譲受人の農地の規模拡大を図るために譲り受けるものです。特に問題はないと思います。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
23番 (田邊委員) ありません。
- 議 長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。
次に審議番号7番及び8番は関連がありますので、一括審議とします。審議番号7番及び8番について、担当委員の説明を求めます。2番師岡委員。
2番挙手。
- 議 長 2番師岡委員。
2番 (師岡委員) 審議番号7番及び8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。交換になります。審議番号7番の譲受人は自分の土地の横ということ、譲渡人は水田からネギに力を入れたいということで相手方の要望。審議番号8番の申請土地は、譲受人が畑でネギを作付けしたいということでお互いの要望が合致して交換となります。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
38番 (矢野委員) ありません。
- 議 長 審議番号7番及び8番について、質問や意見はありませんか。
これは面積が倍近くありますが金銭的なものはないのですか。
2番 (師岡委員) 面積については納得されてあります。面積が少ない譲受人は水田をやめてネギ

- に力を入れていくため問題ないそうです。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号7番及び8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号7番及び8番は許可といたします。
ここで議事の進行上、暫時休憩といたします。
14時50分まで休憩します。
- 14時40分休憩
14時50分再開
- 議 長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。
議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。12番
水上委員。
12番挙手。
- 議 長 12番水上委員。
12番 （水上委員）審議番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の理由は、自宅の改修工事に伴い工事用車両の進入路が必要となるため一時転用を行うものです。元の道は軽自動車が1台通るくらいの道であるため、自宅前にある自分の農地に工事用車両を通した方が良好だろうという判断で一時転用するものですが、地上げをして既に工事も始まっていたので始末書が添付されています。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地の一時転用に該当します。ご審議方よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局挙手
- 議 長 事務局。
事務局 （川波）議案朗読をもって説明
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番大
坪委員。
6番挙手。
- 議 長 6番大坪委員。
6番 （大坪委員）審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約につ

いては、議案書記載のとおりです。転用の目的は露天資材置場、転用の理由は建設業を営んでいるが資材置場がないため、自宅の横と裏に農地があり、そこを転用して整備するものです。参考事項として、第一種住居地域で資材置場と通路を整備するものです。雨水は横に水路があるのでそこに流すそうです。用途区分は都市計画用途区域内で第3種農地です。農地法の運用は用途区域が定められている農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番空閑委員。

9番挙手

議 長

9番空閑委員。

9番

(空閑委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的は自己用住宅です。転用の理由は現在実家住まいのため自己用住宅を建築するものです。周囲が畑ですが周囲の方も了解済みです。給水については井戸を掘るそうです。汚水は下水道に接続、雨水は道路側に側溝を新設するそうです。申請土地は1.5mほど地上げして99㎡の居宅を建築するものです。農地法の運用は10ha以上の一団の農地の集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

24番

(井上委員) ありません。

議 長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

地上げを1.5mすることの被害防除はどのようにするのですか。

9番

(空閑委員) CP型枠で対応するそうです。

議 長

はい。わかりました。他に質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に審議番号3番は、申請人について農業委員会等に関する法律第31条第1項にある「議事参与の制限」は農業委員が対象であるため、法律の適用ではありませんが、推進委員である32番岩下委員が関係しますので、審議が終わるまで32番岩下委員は退出をお願いします。

(32番 岩下委員 退出)

議 長

次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。15番田中委員。

15番挙手。

議 長

15番田中委員。

15番

(田中委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地・契約については、議案書記載のとおりです。転用の目的及び理由については、露天駐車場で近隣にある既存の敷地を事務所、洗車場及びメンテナンス作業場等として使用しているが手狭となったため、事業拡大に併せて駐車場を整備するものです。参考事項として、周りに農地用の給水と排水が通っていますが、北側の給水は新しく作り変えるそうで、南側はそのままでいくそうですが、農道が通っていて市から民間払い下げをしたいが各部署の調整が必要なため、今回は農道の払い下げまでは行わないそうです。始末書添付については、昭和51年頃道路

工事の資材置場として地上げした倉庫を使っていたそうです。その後、そのままになっているようです。雨水は南側の排水路に流すそうです。現在の倉庫高に合わせた地上げを行います。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はございせんか。

議 長

25番挙手。

議 長

25番大内田委員。

25番

(大内田委員)申請地の南側にある事務所とは繋げないということは言っていました。西側の道路の横に田んぼを作っていますが、そのの用水は北側に新たに水路を設置されるので問題はないと思われます。

議 長

審議番号3番について、質問や意見はありせんか。

申請地への進入口はあるのですか。

15番

(田中委員)西側の倉庫を壊せばあります。

25番

(大内田委員)始末書の倉庫を壊せば、かなり広く進入口が取れます。

議 長

はい。わかりました。他に質問や意見はありせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

審議が終わりましたので、32番岩下委員の入室をお願いします。

(32番 岩下委員 入室)

議 長

次に、議案第6号「農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に関する意見について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手。

議 長

事務局。

事務局

(川波)議案朗読をもって説明。

ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課挙手。

議 長

農業振興課。

農業振興課

(井手)詳細について説明。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長

農業振興課の説明は終わりました。本件について、一括して質問や意見はありせんか。

34番挙手。

議 長

34番篠原委員。

34番

(篠原委員)重要な変更の除外の審議番号2番について、刃金土採取は周囲の影響などは大丈夫ですか。

農業振興課挙手。

議 長

農業振興課。

農業振興課

(井手)同様の転用が平成27年にも行われており、面積が広がったため県の協議となっています。計画においては、雨量計算を行ったうえで許可が出ていますので大丈夫だと思います。

34番

(篠原委員)何かあったときの責任はどこになるのですか。

農業振興課

(井手)現在、まだ協議中ではありますが、採石法等の関係もあり、刃金土採取を行う業者と県で問い合わせを行っている最中です。その中で朝倉農林事務所ともどのような計画になっていくのかという協議も行っています。

34番

(篠原委員)赤土が流れてくると下流の方は困ることもあるので注意をお願いします。

事務局 (松尾係長) 申請地の上で現在刃金土を採取している場所があります。そこは採取した後は植林して赤土が流れないように対策を行うそうです。今回の場所も同じような対策を行うのではないかと思います。

34番 (篠原委員) 分かりました。

議長他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員賛成の挙手

議長賛成多数と認め、議案第6号は承認とし、市長へ通知いたします。
以上をもちまして、全ての議案等の審議が終了いたしました。

(会議終了時刻 16時06分)